

平成31年度

小中特別支援学校配分予算表

平成31年4月9日(単位:円)

	消耗品費・ 教材消耗品費	図書費	部活 充実費	総計 (複数項目有)
陶原	2,649,000	797,000	0	5,435,000
深川	958,000	110,000	0	1,600,000
祖母懐	1,225,000	166,000	0	2,138,000
道泉	1,446,000	376,000	0	2,627,000
效範	2,546,000	641,000	0	5,211,000
東明	1,231,000	162,000	0	2,076,000
古瀬戸	1,096,000	190,000	0	1,926,000
水野	2,215,000	879,000	0	4,827,000
水南	2,352,000	728,000	0	4,820,000
幡山東	2,314,000	895,000	0	5,010,000
幡山西	2,441,000	599,000	0	4,844,000
下品野	2,121,000	305,000	0	4,007,000
品野台	1,090,000	114,000	0	2,111,000
掛川	906,000	214,000	0	1,958,000
長根	2,408,000	633,000	0	4,864,000
原山	1,434,000	222,000	0	2,801,000
東山	2,714,000	666,000	0	5,288,000
萩山	1,105,000	178,000	0	2,259,000
八幡	1,448,000	173,000	0	2,828,000
西陵	3,151,000	1,282,000	0	6,641,000
水無瀬	3,352,000	920,000	91,000	7,287,000
祖東	1,753,000	246,000	51,000	3,257,000
南山	4,514,000	1,137,000	119,000	9,619,000
本山	1,232,000	123,000	38,000	2,139,000
幡山	3,063,000	816,000	84,000	6,693,000
品野	2,063,000	380,000	59,000	4,551,000
光陵	1,991,000	366,000	57,000	4,394,000
水野	2,832,000	1,283,000	78,000	6,842,000
瀬特支	1,225,000	200,000	0	2,190,000
日本語 初期指	150,000	30,000	0	250,000
合計	59,025,000	14,831,000	577,000	120,493,000

来年度の学校配分予算に関して5校少なくなることによる大幅減額は認められません。児童生徒の数は変わらないので1億2000万円を下らないように要求しています。



・8月でも超過勤務は発生している。8月は、在校時間調査で80時間超の勤務がなく、唯一健康的に働ける月だといえる。
・8月は毎日7時間45分働いており、閑散期とはいえない。

・ただでさえ業務量が多く過労死事例が多いとされている月に、わざわざ所定労働時間を延長して業務させるのは、教員の過労死をふやすもの。
・過労死ラインとされる月80時間を超える割合は、小学校で13%、中学校で28%、高校で20%。まずこの異常な事態を即刻解消すべきだ。

・「この制度を導入すること、日々の教師の業務や勤務時間を縮減するものとは考えておりません。働き方改革を進めるための一つの選択肢」と政府参考人は述べている。
・月45時間以上の残業をしている割合は、小学校53%、中学校67%、高校50%。ちなみに、時間外労働が原則月45時間を超えると違法。
・業務の大幅削減、正規教員

8月は「閑散期」ではない！
教育現場に「閑散期」はない！

まず、「過労死ライン」をなくすこと

制度の導入は業務や勤務時間を縮減するものではない

1年単位の变形労働時間制は現場に不安と混乱招く

増の対策、現場の自由裁量権の確保が求められる。

1時間勤務時間が延びると保育園の迎え等は、

・7時間45分労働の場合、8時30分～17時の勤務。1時間延びると、8時30分～18時15分の勤務となる。
・保育園のお迎えや夕飯の準備、病気や介護等諸事情を抱える者にとっては大変な負担になる。帰宅時間が確実に遅くなり、労働者いじめの「働かせ方改革」となる。

長期休業中に5日の休日確保で、40日間午後6時15分以降の帰宅に

・「施行通知等で、5日程の休日を確保するために、年40時間程度の勤務時間を延ばすことが限度と考えられる旨を示していきたい」と文科大臣は述べている。
・1時間15分の勤務時間拘束の延長は働き方改革とは真逆の考え。労働者の生活や健康に打撃を与えるもので、断じて許せない。

勤務時間の把握・管理をきっちりと

・校長等が虚偽の記録を残させるようなことがあれば、学校管理運営責任が問われる。
・持ち帰り業務を含めた勤

務実態を把握すべきであるし、勤務の割り振りもきっちりと行うことが、そもそもの働き方改革の第一歩となる。

精神疾患による教員休職は5000人台推移
急がれる職場環境整備

昨年末の文科省の発表では、2018年度にうつ病などの精神疾患で休職した教員は5212人。
新任で正式採用を待たずに退職する教員は111人で、精神疾患が104人となっている。
さらに「希望降任制度」(教頭・主幹)は320人で、前年度に比べ35人増。
早急な職場環境整備が求められる。

下関市教委「現時点で導入するつもりはない」

下関市教委は、組合との交渉で、「5月や6月に時間外勤務が多く、1学期に調子を崩す教員が多い。変形労働制でこの繁忙期の勤務時間を増やしてしまつたら、調子を崩す教員がさらに増えるのではなかつたか」とし、「現時点では導入するつもりはない」と明言。

「変形性」で教員が倒れるような働き方をさせてはなりません。長時間過密労働を解消するどころか、さらに過酷にする同制度。変形性では解決しない、と声を上げる教育委員会を上げることで、安倍政権を倒し、反動教育の暴走を2020年に何としても実現させよう。

左の乗り入れ授業案は、じの丘学園のものです。5・6・7年生に乗り入れ授業が実施されます。とりわけ6年生は算数(175時間)、理科(105時間)、音楽(50時間)、図工(50時間)、体育(90時間)、外国語(70時間)となっており、打ち合わせの時間等が十分確保できるか疑問です。

開校時は、課題が出てくることは予想され、あまりにも性急すぎる案ではないでしょう。余裕がなく目標に追い立てられる学校に自由はなく、過酷な教育現場で、保護者や地域の求める学校にはほど遠いものとなるでしょう。